

平成 31 年 1 月 28 日

厚生労働省毎月勤労統計調査における不適切な方法による調査に関する声明

日本統計学会

今回、厚生労働省毎月勤労統計調査において不適切な調査が行われていたことが発覚した。信頼性の高い公的統計の提供のために、政府において原因が究明され、その結果が公表されるとともに、再発防止策が講じられることを強く希望する。原因究明と再発防止策の検討の過程において、求めがあれば、専門的な見地から本学会が協力することを表明する。

実査継続の困難を理由として、定められた手続きを経ずに調査方法が変更されたことが明らかとなったが、統計法を遵守することは公的統計の必須の前提である。最も重大な問題点は調査方法の変更が担当部局の独断で行われ、さらにその変更が公表されていなかったことである。毎月勤労統計のような基幹統計については、その調査項目、標本設計、集計方法などについて統計委員会（以前は統計審議会）の審議を経て決定され、またその内容は印刷物等で公表されることが定められている。しかし今回の変更については統計委員会等に報告されず、明確に法令に違反するものであった。統計の信頼性はその作成手続きの透明性と、その手続きが守られることの保証とにかかっているため、今回の法令違反は公的統計の信頼性を根底から揺るがすものである。

毎月勤労統計については、まず承認を受けた調査計画に沿った調査を実施できるように政府全体として取り組むべきである。その上で、以下に記す点に留意しながら、より適切な調査体系として見直すことが適当である。

統計作成のためにどのような調査方法が選ばれるかは、作成される統計の利用目的に応じて要求される精度、調査対象の性質、実査や調査票の審査、集計に利用できる時間・人員、予算など、さまざまな要因に依存する。標本調査の場合、全数調査と比較して標本抽出に伴う誤差が発生する一方で、調査規模が小さく無回答誤差などの非標本誤差が制御しやすくなるため、調査全体の誤差を比較検討するには専門的な知識が要求される。誤差評価のためには、母集団の分布に関する情報、標本の大きさ、標本抽出と推定方法の詳細、回答率および非回答事業所の処理など、調査の設計に関する基本情報が必要であり、最終的にこのような諸条件を勘案して調査方法が選択される。そのためには、当該調査の現状に精通している者と標本設計の理論に明るい者との共同作業が必須である。事業所を対象とする標本調査の場合は大規模事業所間の変動が大きいため、通常は大規模事業所については全数調査とすることが適当であり、毎月勤労統計の場合もそのような検討を経て現行の調査設計が承認されている。今回は集計プログラムの誤りも指摘されたが、結果に及ぼす影響は甚大であり、集計プログラムの担当者と調査方法設計の担当者が異なる場合には、特に確認作業が徹底するように手続きを定めておく必要がある。



毎月勤労統計における不適切な調査・公表状況の発覚は公的統計の信頼性に深刻な打撃を与えた。過去には信頼性が国際的にも評価されていたわが国の公的統計ではあるが、近年の行政改革の過程で予算および人員が削減される中で品質の維持が懸念されていた。品質をさらに向上させるために統計関係者が協力して公的統計の改革を推進している過程において、各府省の統計を点検している際に、想定を超えた不祥事が指摘されたものである。毎月勤労統計以外に明らかにされた一連の事例の中には軽微なものも含まれているが、今後、毎月勤労統計と同じような事態の再発を防止することを含めて、統計を軽視する傾向を改めるようにわが国の統計機構を強化することが必要である。

以下の点を中心にして政府全体の統計作成機関に関する検討を進める過程で、本学会は、専門的な立場から協力する所存である。

- ・統計作成部局における統計教育を体系化し、経験を蓄積できる体制を構築すること。
- ・特に基幹統計については、当該分野の専門家および統計調査法の専門家を含む常設の研究會を設置すること。
- ・集計プログラム確認の手続きを調査設計に組み込むこと。
- ・統計法にしたがって調査設計・推計方法など、調査計画の詳細を公開すること。

再発防止策を講ずるに当たり、統計法の背後にある基本理念が統計作成の現場で徹底されることを強く要望する。

以上